

第6章 災害復旧・復興計画

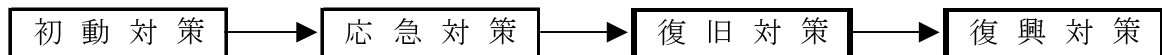
第1節 基本方針

1 再度の災害に対応した復旧・復興

復旧・復興にあたっては、再度、同様の被害を受けることのないよう災害防止に十分配慮した計画的な復旧・復興とする。

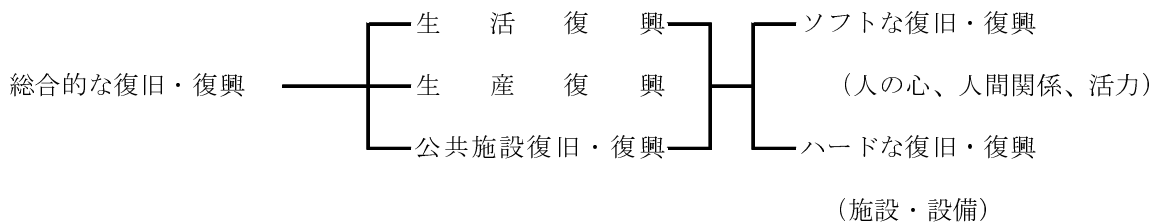
2 復旧段階への計画的な移行

初動対策から、応急対応策、復旧・復興対策へと計画的・段階的に円滑な移行を図る。



3 総合的・全体的な復旧・復興へ

メンタルヘルスケア（精神的な支援）を含めて、生活、生産、公共施設等の総合的な復旧・復興の取り組みを進める。



4 迅速な復旧・復興

復旧・復興が長引き、住民や地域産業の活力が失われることのないようにできるだけ速やかな復旧・復興を行う。

5 情報・相談活動の充実

住民が希望と自信を持って復旧・復興にあたることができるよう、町は疎開先の住民を含めて十分な広報活動を行う。また、総合窓口による相談体制の確立を図るとともに、職員・地域ボランティア等の協力のもとに、一人暮らし高齢者等への訪問活動等の充実を図り、被災者の精神的なバックアップに努める。

6 機動的、弾力的な取り組み

町は迅速な復旧・復興に向けて、特に必要な場合には、町の実情にあった町独自の支援事業等を検討し機動的、弾力的な方法を採用する。

7 関係各課、広域的な連携

町は防災の観点だけでなく、将来の地域環境や景観、観光・レクリエーション資源の保全・回復、地域産業の発展等を考慮に入れ、関係各課が連携して復旧・復興にあるとともに、迅速な復旧・復興に向けてライフライン関係の各事業の調整や廃棄物処理等、関係各課や広域的な連携を図る。

第2節 住民生活の復興

1 基本方針

家族や住宅、あるいは職場や生産施設等に被害を受けた住民が速やかに生活復興できるよう住宅の再建、補修、仕事の斡旋、失業給付や租税の徴収にかかる特例措置等を行い、住民とともに早期の生活復興を図る。

2 住宅復興資金

(1) 住宅金融支援機構の融資

暴風雨、水害等の大災害により住宅に被害を受けた者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金を貸付ける。

(2) 災害復興住宅建設等補助金

町は、支援機構の住宅金融資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な被災証明書を発行する。

(3) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合は、町長は被災者の希望により災害の実態を調査した上で、この制度による融資をあっせんする。

(4) 被災者生活再建支援制度

平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、噴火等の異常な自然現象により発生した被害が下記に該当する場合、被災者生活再建支援制度が適用される。

- ・市区町村又は都道府県の人口区分に応じ一定規模以上の被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- ・10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- ・100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

北海道から、制度適用の公示がなされた場合、対象世帯に対し世帯主の年齢と収入合計額等の基準により生活必需品等の購入資金が支給される。申請期間は、自然災害が発生した日から起算して13か月を経過する日までとなっており、制度の周知徹底と被災者生活再建支援資金支給申請書類作成等の指導・協力を行う。

被災者生活再建支援制度の対象

	収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
			複数世帯	単身世帯(单身)
①	500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問いません	100万円	75万円
②	500万円超 700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	50万円	37.5万円
③	700万円超 800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯	50万円	37.5万円

3 災害に強いまちづくりの推進

(1) 災害に強いまちづくり

集中して被災した住宅地の復興にあたっては、住民の協力のもとに、巾員の広い効率的な道路や公共空き地等の整った災害に強いまちづくりを促進する。

(2) 災害に強い建物づくり

住宅等の再建、修繕にあたっては、住民や事業者、建築関係者に対しマニュアルの配付を行うとともに、地区ごと、団体ごとの勉強会・研修会を開催し、災害に強い家づくりを促進する。

4 被災者の就労対策

被災により離職を余儀なくされた者に対しては、本人の希望、適性等を調査し、公共職業安定所（ハローワーク）が実施する職業あっせん活動に協力する。

5 失業給付に関する特例措置

(1) 公共職業安定所は、災害により失業認定日に出頭できない受給資格者に対しては、出頭可能となった最初の失業認定日に証明書により失業給付を行う。

(2) 公共職業安定所は、激甚法第2条に定める災害のため、雇用保険の適用事業所が休業し、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被災保険者は除く）に対しては、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(3) 道は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対し、必要があると認めるときは保険料の延期の特別措置を認める。

6 租税の徴収猶予及び減免等

国、道及び町は、災害による被災者の納付すべき国税及び地方税について、申告・申請・請求その他書類の提出期日又は納付期日等の延長、税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

7 生活の保護

福祉事務所は、被災者の生活保護のため、低所得者に対し生活保護法に基づく保護の要件に適合している者に対してはその実情を調査し、困窮の程度に応じて最低生活を保障する措置をとる。

8 被災証明の発行

被災した世帯が災害復興のために各種施策を受けるための手続には、被災したことを示す証明書が必要であり、町が発行する。

9 被災者支援相談窓口の設置、広報・連絡体制の構築

(1) 町長は、必要に応じ町が行う支援対策についての被災者相談窓口を設置する。

(2) 町は、住民に対してチラシ、広報誌等を活用し広報を行う。

(3) 町は、報道機関に対し発表を行う。

10 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、それぞれ自然災害によって死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける災害援護資金があり、町が実施主体となって条例に基づき実施する。

(1) 災害弔慰金

- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援助資金の貸付け

11 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「支援法」という。）に基づき、道は自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を開始するために必要な経費に当てるため、被災者生活再建支援金を支給する。この支給事務については、道から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金部（以下「基金」という。）が行う。

町は、支援法第4条に基づき基金から委託された場合は、申請書の審査・取りまとめなど、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるように道と連携を図りながら事務を行う。

第3節 生産の復興

1 基本方針

災害により被害を受けた農業、中小企業等の事業の早期復興を促進するため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進するなどの必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し総合的な支援を行う。

2 農業の復旧

災害により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業の生産の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法)、株式会社日本政策金融公庫法等により融資及び補助金の活用を図る。

- (1) 天災融資法に基づく資金融資及び補助金
- (2) 農林漁業セーフティネット資金融資
- (3) 農業災害補償法に基づく農作物等の損失の補償

3 中小企業の復興

被災した中小企業の再建を促進するため、銀行等の一般金融機関及び中小企業金融公庫等の政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等により施設復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるように、町は次の措置を実施し道・国に対しても要望する。

(1) 資金需用の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需用について速やかに把握し、関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 中小企業者に対する金融制度の周知

国・道及び政府系金融機関(株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫)等が行う金融の特別措置について被災地域の中小企業者に周知徹底を図る。

- ① 中小企業設備近代化資金(道直貸)
- ② 中小企業高度化資金(道直貸)
- ③ 中小企業設備貸与(北海道中小企業総合支援センター貸与)
- ④ 北海道中小企業振興資金〔一般分、災害対策資金〕(融資)
- ⑤ 小規模企業共済災害時貸付(融資)

(3) 資金貸付の簡易、迅速化、条件の緩和等

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易、迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱を実施するよう要請する。

第4節 公共施設の災害復旧・復興

1 基本方針

被害を受けた道路・河川・上下水道、各種公共建物等の公共施設は、施設の原形復旧にとどまらず将来の災害に備え、必要な基準を満たすよう改良復旧・復興事業計画をたて、早期に実施を図る。また、迅速な復旧を目指し関係機関の連携を強化するとともに、復興計画の周知徹底を図り、住民の協力を得る。

2 災害復旧事業計画の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設
 - ② 道路公共土木施設
 - ③ 林地荒廃防止施設
 - ④ 地すべり防止施設
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設
 - ⑥ 下水道施設
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 上水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (7) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (8) その他災害復旧事業計画

3 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、町は実施に必要な職員の配置、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

町は復旧事業計画を速やかに作成し、国・道の補助事業費の決定及び査定実施が速やかに行われるよう努める。

(3) 緊急査定の促進

町は、緊急の場合には公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置するとともに、事業期間の短縮を図り、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

災害復旧事業費は、町長、知事の報告、資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて援助される。

(1) 法律に基づく一部負担及び補助内容

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単 位 当 事 業 費	国庫負担補助率	備考
公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法	河川	国道市町村	堤防、護岸、水制、床止	国施行1箇所 500万円以上 道施行1箇所 250万円以上 市町村施行1箇所 60万円以上	標準税収入と対比して算出する	
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃	
	砂防設備	国道	治水に施行する砂防設備	国施行1箇所 250万円以上 道施行1箇所 60万円以上	〃	
	道路	国道市町村	橋梁、側溝、暗渠、路面、肩道路、渡船場	国施行1箇所 250万円以上 道施行1箇所 60万円以上 市町村施行1箇所 30万円以上	〃	
	港湾	〃	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外かく施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）	国 其の都度決定する。 道施行1箇所 250万円以上 市町村施行1箇所 60万円以上	〃	
	地すべり防止施設	国道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国 其の都度決定する。 道施行1箇所 60万円以上	〃	
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃	
	漁港	国道市町村	水域施設 外かく施設 係留施設	国 其の都度決定する。 道施行1箇所 60万円以上 市町村施行1箇所 30万円以上	〃	
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行1箇所 60万円以上	〃	
	地すべり防止施設	〃	地すべり防止施設	〃	〃	
空港整備法	空港	国道市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設 （道・市については上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	1施設 60万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担	
	農地	市町村土地改良区等	農地	1箇所 30万円以上	5/10 ～ 9.9/10	
	農業用施設	道市町村土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用施設 農地又は農作物の災害を防止するための必要な施設	〃	6.5/10 ～ 9.9/10	

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単 位 当 事 業 費	国庫負担補助率	備考
補助の暫定措置に関する法律	林業用施設	道市町村組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10 ～ 10/10	
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10 ～ 9/10	
水道法	水道施設	市町村	水道用水供給事業 上水道 簡易水道 飲料水供給施設 (給水対象人口50人以上100人以下の施設)	その都度決定 水道用水供給、上水道 災害時の給水人口×110円以上 市の場合 最低160万円以上 町村 〃 〃 80万円以上 簡易水道、飲料水供給施設 災害時の給水人口×90円以上 市の場合 最低80万円以上 町村 〃 〃 40万円以上	1/2	
土地改良法	農業用施設	開発局	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、及び第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業	1箇所 75万円以上	8.5/10 基準額を超える場合には補正する	
公営住宅法	公営住宅	道市町村	公営住宅	毎年国から示される	2/5 又は 3/4	
生活保護法	保護施設	道市町村社会福祉法人日赤	救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	災害復旧所要額1件につき 60万円	1/2	
老人福祉法	老人福祉施設	市町村社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	〃	1/2 又は 1/3	
身体障害者福祉法	身体障害者更正援護施設	〃	肢体不自由者更正施設、失明者更正施設、ろうあ者更正施設、内部障害者更正施設、身体障害者療養施設、身障者授産施設、補装具製作施設	〃	1/2	
精神薄弱者福祉法	精神薄弱者援護施設	〃	精薄者更正施設、精薄者授産施設、精薄者通勤寮等	〃	〃	
売春防止法	婦人保護施設	〃	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃	
児童福祉法	児童福祉施設	道市町村社会福祉法人日赤	助産施設、乳児院、母子寮、保育所、児童更正施設、養護施設、精薄児施設、精薄児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、救護院等	(保育所については30万円以上)	1/2 又は 1/3	
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設	道市町村社会福祉法人	母子福祉センター、母子休養ホーム、母子寮	災害復旧所要額1件につき 60万円以上	〃	

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単 位 当 事 業 費	国庫負担補助率	備考
感染症予防法	感染症隔離病舎	市町村	感染症隔離病舎	〃	1/2	
感染症予防法予防接種	災害防疫	〃	伝染病予防・そ族昆虫の駆除、臨時予防接種	防疫費	1/2	
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校	道市町村	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の施設	道市町村 60万円以上 30万円以上	2/3 (離島4/5)	
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街 路	〃	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設、道路及土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち道路上のさく及び駒止めを含む。）で、道路法第18条第2項の規定による道路の供用開始の告示がなされていないもの	〃	1/2	
	公 園 等	〃	都市計画区域内にある公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）広場、緑地、運動場、墓園、及び公共空地（都市計画区域外にある都市公園法第2条に規定する都市公園を含む。）のうち、事務取扱方針で定める個々の施設（植物を除く。）	〃	〃	
	都市排水施設	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設	〃	〃	
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量が2千m ³ 以上であるもので、基本方針で定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 30万円以上	〃	